

事 務 局

第 1 号議案 会長及び副会長の選出について

【理 由】

第 23 期京都海区漁業調整委員会会長及び副会長の選出をお願いします。

【漁業法】

第 137 条第 2 項 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

【京都海区漁業調整委員会規程】

第 4 条 委員会に会長を置き、会長は委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、知事が委員の中からこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副会長を置き、副会長は委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

事務局

第2号議案 第22期京都海区漁業調整委員会からの
申し送り事項について

【理 由】

前期委員会からの申し送り事項がありますので、内容の確認
をお願いします。

【添付資料】

資料2 第22期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項
について

- 1 漁業と遊漁の調整について
- 2 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
- 3 京都海区漁業調整委員会指示について

第 22 期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項

1 漁業と遊漁の調整について

京都府の漁業者、遊漁船業者及びプレジャーボート団体が締結している「京都府漁場利用協定」の更新、周知に努めてきたことで、漁場の秩序が保たれるようになったが、協定締結団体以外の遊漁船業者や遊漁者等へ協定遵守の協力を求め、これが原因となって発生するトラブルを防止する必要がある。引き続き協定について周知啓発の支援を行い、漁場利用が秩序あるものになるよう申し送る。

また、現行協定の有効期限が令和 9 年 7 月 19 日で満了となるが、漁業者、遊漁船業者及び遊漁者が共存しトラブルが生じないよう円滑に協定が締結更新されるよう支援することを申し送る。

2 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

(1) 「大中型まき網漁業との調整を考える会」が中部日本海まき網漁業協議会との話し合いと要望活動を継続することにより、一定の成果が認められることから、引き続き同会の活動を支援するとともに、申し入れ事項及び法令を遵守した操業の徹底を図られるような方策を検討されるよう申し送る。

(2) 許可権者である国に対し、「府沿岸漁業者と大中型まき網漁業者の話し合いの場の設定」、「他県沿岸と比較して狭い本府沿岸の大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大や規制ラインの

見直し」及び「船舶位置監視システムの全船設置義務化」について、引き続き関係機関と連携したあらゆる機会での要望等を通じ、問題の解決が図られるように取り組むことを申し送る。

3 京都海区漁業調整委員会指示について

(1) 令和6年3月29日に発動した「火光利用釣漁法の制限」及び「油餌釣漁法及び延縄漁業の制限」の両委員会指示について、その内容が遵守されるよう、指示内容の周知に取り組むことを申し送る。

(2) 「火光利用釣漁法の制限」の委員会指示では、集魚灯として用いる電球（電力3kW/個以下）の使用個数により、火光の強さを制限している。しかし、この制限手法には、①明るさの単位ではない電力を指標としている、②LED等の省電力型の火光機器への対応が困難、③集魚灯と作業灯との区別が不完全といった課題がある。現在、水産資源管理や漁業調整において重大な問題は生じていないが、水産庁の見解や他府県の動向に注視しつつ、根拠ある効果的な制限手法を示せるよう取り組むことを申し送る。

京 都 府

第 3 号議案 特定水産資源に関する令和 7 管理年度に
おける知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

- 資料 3－1 特定水産資源（ずわいがに、まさば及びごまさば）
に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可
能量について（諮問）
- 資料 3－2 特定水産資源（まさば及びごまさば、ずわいがに
、まだら）に関する令和 7 管理年度における都道
府県別漁獲可能量の当初配分の通知
- 資料 3－3 京都府資源管理方針別紙 1 及び別紙 2 新旧対照表

7漁調委

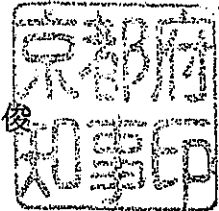


資料3-1

7 水 第 2 5 5 号
令和 7 年 5 月 1 4 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源（ずわいがに、まさば及びごまさば）に関する
令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定による、ずわいがに日本海系群 A 海域、まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を下記のとおり定めることについて、同条第 2 項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群 A 海域	京都府ずわいがに漁業	30 トン
まさば及びごまさば対馬暖流系群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準

担当	農林水産部水産課 漁政企画係 難波
TEL	075-414-4992

京都府知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば及びごまさば対馬暖流系群	現行水準	0.43%	776
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域	30	0.86%	
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群			
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

京都府資源管理方針別紙1及び別紙2新旧対照表

現行	変更案	摘要
(別紙 8) 第1 特定水産資源 まさは対馬暖流系群及びまさは東シナ海系群 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 京都府まさは及びまさは漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 水域 イの対象とする漁業が、まさは対馬暖流系群及びまさは東シナ海系群の採捕を行う水域 イ 対象とする漁業 京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさは対馬暖流系群及びまさは東シナ海系群を採捕する漁業 ウ 漁獲可能期間 周年 (2) 漁獲量の管理の手法等 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を京都府まさは及びまさは漁業区分に配分する。	(別紙 8) 第1 特定水産資源 まさは及びまさは対馬暖流系群 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 京都府まさは及びまさは漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 水域 イの対象とする漁業が、まさは及びまさは対馬暖流系群の採捕を行う水域 イ 対象とする漁業 京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさは及びまさは対馬暖流系群を採捕する漁業 ウ 漁獲可能期間 周年 (2) 漁獲量の管理の手法等 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を京都府まさは及びまさは漁業区分に配分する。	5月2日の水政策審議会 137回資源管理分科会において国の資源管理方針の変更が承認され、特定水産資源の名称が「まさは対馬暖流系群及びまさは東シナ海系群」から「まさは及びまさは対馬暖流系群」に変更となったことを受け、国に準じて県方針における特定水産資源の名称を変更するもの。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略) 第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)	第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (略) 第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)	
--	--	--

令和６年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について

【内 容】

京都府から令和６年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について報告します。

【添付資料】

報告資料１ 令和６年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について

令和6年度のくろまぐろの融通等及び漁獲結果について

令和7年5月22日
京都府農林水産部水産課

1. 漁獲枠の融通について

- ▶ 太平洋くろまぐろは、国際約束に基づく厳格な資源管理に取り組んでいる
- ▶ 我が国では、沿岸漁業については都道府県ごとに漁獲枠を割り当てて漁獲量を管理
- ▶ 漁獲枠の有効活用に向け、都道府県間で漁獲枠を融通する制度が運用されている

2. 令和6年度の融通結果

(単位：t)

漁獲枠	北海道	石川県 (1回目)	水産庁仲介 による融通	石川県 (2回目)	融通合計
小型	8.0	6.5	0.1	2.0	16.6
大型	5.0	—	0.2	—	5.2
合計	13.0	6.5	0.3	2.0	21.8

- ▶ 上記すべて第28回漁業調整委員会(R7.1.24開催)で承認いただいた配分ルール※に基づき府内配分を実施

※配分ルール

小型魚：定置漁業へ全量配分

大型魚：1 令和3管理年度の漁獲実績に基づき配分量を計算

2 過去の超過数量を1で計算した数量から差し引く

3 2の数量の小数点3位以下を切り捨てて配分

4 切り捨てた数量は府留保へ繰り入れ

3. 令和6年度の漁獲枠及び漁獲実績の最終結果

	区分	漁獲枠(t)	漁獲量(t)	消化率
小型魚 (30 kg未満)	定置漁業	41.6	39.8	95.7%
	漁船漁業(府内産地市場 へ出荷するもの)	1.0	0.0	1.4%
	漁船漁業(その他)	0.1	0.0	0%
	留保	0		
	合計※()はR5年度	42.7 (58.7)	39.8 (46.7)	93.3% (79.5%)
大型魚 (30kg以上)	定置漁業	33.05	17.3	52.4%
	漁船漁業(府内産地市場 へ出荷するもの)	0.1	0.1	132%
	漁船漁業(その他)	2.44	2.44	99.9%
	留保	1.41		
	合計※()はR5年度	37.0 (32.6)	19.9 (24.2)	53.8% (74.2%)

【参考】令和6年度くろまぐろ知事管理区分別漁獲可能量の推移

	区分	当初	国追加配分	他県等 融通	府留保解除	最終結果
小型魚 (30 kg 未満)	定置漁業	18.5	+4.4	+16.6	+2.1	41.6
	漁船漁業（府内産地市場へ出荷するもの）	1.0	—	—	—	1.0
	漁船漁業（その他）	0.1	—	—	—	0.1
	留保	2.1	—	—	▲2.1	0
	合計	21.7	+4.4	+16.6	—	42.7
大型魚 (30kg 以上)	定置漁業	21.5	+6.91	+4.64	—	33.05
	漁船漁業（府内産地市場へ出荷するもの）	0.1	—	—	—	0.1
	漁船漁業（その他）	1.2	+0.76	+0.48	—	2.44
	留保	1.3	+0.03	+0.08	—	1.41
	合計	24.1	+7.7	+5.2	—	37.0

- 第30回漁業調整委員会（R7.3.17開催）で承認いただいたとおり、小型魚について、府の留保枠（2.1t）を全量定置漁業へ配分

事 務 局

第 23 期京都海区漁業調整委員会の今年度の予定
について

【内 容】

今年度の当委員会の予定について報告します。

【添付資料】

報告資料 2 京都海区漁業調整委員会 令和 7 年度委員会等
開催予定について

京都府海区漁業調整委員会令和7年度委員会等開催予定について

[illegible]

★ 資源管理関係の諮問内容（予定）

1	ずわいがに、さば類の知事管理漁獲可能量の設定等
2	くろまぐろの知事管理漁獲可能量の設定等
3	さんま、まあじ、いわし類の知事管理漁獲可能量の設定等
4	ぶり、するめいかの知事管理漁獲可能量の設定等

○ 知事許可関係の諮問内容（予定）

①	小型機船底びき網漁業（手繰第一種）の制限措置等について（申請期間 7 月から 1 ヶ月間）
②	小型機船底びき網漁業（手繰第二種：餌料びき（申請期間 1 月から 1 ヶ月）及び手繰第三種：なまこけた網（申請期間 9 月から 1 ヶ月間）） 固定式刺網漁業（ひらめ底刺網：申請期間 9 月から 1 ヶ月間）の制限措置等について
③	固定式刺網漁業（はまち底刺網：申請期間 1 2 月から 1 ヶ月間）の制限措置等について
④	機船底びき網漁業（さよりこそうびき機船船びき網漁業：申請期間 1 月から 1 ヶ月間）の制限措置等について いさざ落し網漁業（申請期間 1 月から 1 ヶ月間）の制限措置等について
⑤	小型機船底びき網漁業（手繰第三種：とりがしいけた網（申請期間 3 月から 1 ヶ月間）の制限措置等について 小型いかつり漁業（申請期間 3 月～1 ヶ月間）の制限措置等について
⑥	かごなわ漁業（申請期間 4 月から 1 ヶ月間）の制限措置等について

□ 漁調委関係の協議内容（予定）

①	第23期海区漁調委の会長及び副会長の選出
②	広域漁調委次期委員選出
③	全漁調連日本海ブロック会議への要望事項

